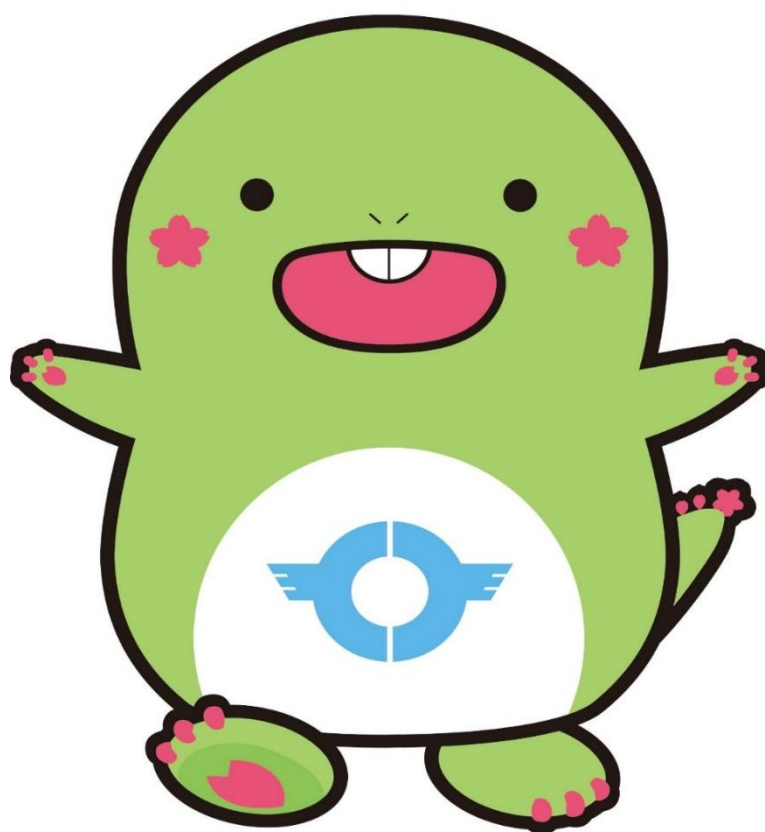


東金市いじめ防止基本方針



令和 7 年 6 月

東金市教育委員会

< 目 次 >

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・	3
1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 いじめ防止対応の指針・・・・・・・・・・	4
第2章 いじめの防止等のための対策の内容・・・・・・・・	6
1 いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策・・	6
2 いじめの防止等のために市内の小中学校が実施する施策・・	10
3 重大事態への対処・・・・・・・・・・	12
第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・	16

いじめは、『いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること』（いじめ防止対策推進法より抜粋）を大前提とし対応していく必要のある、重要課題です。

本市ではこれまで、いじめの定義を十分把握した上で、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであること、また、いじめについては、「だれもが被害側にも、加害側にもなりうる」状況であることを意識し、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ組織的対応を心がけ、一つ一つの事象に対して丁寧に対応してきました。

しかしながら、今日の社会情勢の変化や子どもを取り巻く環境の変化が大きいことや、SNS等のインターネット上で、特定の児童生徒に対して誹謗中傷が行われる「ネット上のいじめ」などの新たな課題が生じていることなど、いじめが複雑化・多様化している現状があり、これまで以上に対応に苦慮する場面が多くなってきています。

本市の方針である、「東金市いじめ問題防止マニュアル（平成28年5月）」は毎年見直しを行い、必要に応じて、その都度修正を加えてきました。このたび、いじめの複雑化・多様化に対応できることを目的に、令和6年8月に改訂された、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」の内容を踏まえた「東金市いじめ防止基本方針」として改訂し、広く公表することとしました。

教育委員会としては、この方針を示すことで、児童生徒への指導体制や教育相談体制の一層の充実と教職員の指導力のさらなる向上を図るとともに、いじめの防止やいじめに対しての対応についてより一層の強化・充実を図っていきます。

なお、東金市立学校において、「東金市いじめ防止基本方針」を基に、現行の「学校いじめ防止基本方針」の改善を図り、児童生徒への指導体制や教育相談体制の一層の充実、及び教職員の指導力の向上を図るとともに、教育委員会・学校・地域等が一体となり、課題や対策の共有、連携して取り組む体制づくりをさらに強化していきます。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条で「いじめ」の定義が下記のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの態様として具体的なものは、以下のようなものがあると考えられると法で示されている。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるもの等、直ちに警察との連携が必要であるものが含まれる。その必要があると判断される場合には、教育的な配慮や被害を受けた側の意向等を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることとする。

2 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、児童生徒の心に長期にわたり深い傷を残すものである。そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されるものではない」ことの理解を促していく。同時に、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていくこととする。

3 いじめ防止対応の指針

市は、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめに対して、強い意志で取り組んでいく。

そこで、いじめ防止の対応として、次に掲げる事項を基本指針として掲げるものとする。

(1) いじめの防止

いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめ防止のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であること、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを、関係者が一体となって継続的に取り組んでいく。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について認識を広め、地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を進めていく。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提となるものであり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることも踏まえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持っていくこととする。また、いじめの認知件数を気にするあまり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等ほか、平時から児童生徒からの訴えに謙虚に耳を傾けるなど、いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して児童生徒を見守っていく。

(3) いじめへの対応

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめの状況等を詳細に確認・把握した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導する等の対応を組織的に行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていく。

このため、普段からいじめを把握した場合の対応の在り方について、理解を深め

ておくこととともに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、それを傍観していた児童生徒など、立場の違う児童生徒から多角的に事実の確認を丁寧かつ慎重に行うなどの、学校における組織的な対応を可能とする体制を整えておく。

また、いじめは「再発する」特質があることも認識し、解決した、解決に向かっていくなどの状況に関わらず、継続して関係児童生徒の心情や動向の把握に努めていく。

（４）地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめに対する学校の取組を積極的に周知し、コミュニティスクール等を通して学校関係者と地域・家庭との連携を図っていく。

また、日頃から児童生徒が多くの人と関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で子どもと多くの大人が接するような取組を推進していく。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察や児童相談所、人権擁護機関等）との適切な連携が必要と考える。それらの機関と適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

1 いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策

(1) 東金市いじめ防止基本方針の策定

市は、法第12条の規定及び、千葉県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）第12条第1項の規定により、「東金市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

「市基本方針」においては、次に掲げる内容について定める。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方
- 二 いじめの防止等のための対策の内容
- 三 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(2) いじめ防止等のための組織等の設置

①「東金市いじめ・生徒指導対策室」の設置

いじめ防止の広報啓発、各小中学校に対する指導助言や研修の実施、いじめ事案が発生した場合の学校への調査協力や支援、関係機関との連絡調整、保護者や市民等からの相談に応じ、より迅速にいじめの問題に対応するための諸活動を行うため、教育委員会学校教育課内に本対策室（以下、「対策室」という）を設置する。なお、必要に応じて関係部局・関係機関と連携、対応する。

②「東金市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

教育委員会は、いじめ防止等に関する事項について、関係機関との連携を図るため、「東金市いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「市連絡協議会」という）を設置する。組織構成は以下のとおり。

＜組織構成＞

市関係部局、学校関係者、教育委員会、東上総児童相談所、千葉県警察、人権擁護委員 等

※組織構成については、必要に応じ、教育委員会が必要と認める者を要請する。

③「東金市いじめ問題調査対策委員会」の設置

重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が発生した場合におけるその事実の確認並びに調査及び審査をする機関として、本対策委員会（以下、「調査委員会」という）を設置する。

＜構成員＞学識経験者、専門的知識及び経験を有する者 等

※公平性・中立性を確保するため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって構成する。

(3) いじめ防止のための基本的対策

教育委員会は、「市基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進し、これらに必要な財政上の措置や、その他の必要な措置を講じるよう努める。また、教育委員会は市と一体となって、学校、家庭、地域、関係機関・団体との連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組むこととする。なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、取得した個人情報の適正な取り扱いに十分に留意する。

①いじめの防止

- ・人的体制の整備をはじめとして、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。(学習サポーター、特別支援教育支援員、子どもと親の相談員)
- ・いじめ防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- ・保護者が、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、いじめ問題対策室が中心となり、保護者及び家庭への支援を行う。

(具体例：保護者対象の啓発活動、相談窓口の設置等)

- ・児童生徒やその保護者及び当該学校の教職員が、いじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備する。
- ・教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- ・いじめの防止に資する活動であって、当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒やその保護者並びに当該学校の教職員、さらには市民全体に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対して、ネット依存やSNSを介した犯罪者との遭遇、性的被害などの問題とも関連していることから、児童生徒に対する情報リテラシー、情報モラルに関する教育を充実させる。また、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、資料等を配付し、必要な啓発活動を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携していく。
- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するために、各校に次の取組の推進を求める。

- きめ細かな日常観察を教職員が連携のもと実践
- 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- 生徒指導の機能を生かした、わかる授業の推進
- いじめ防止啓発強化月間（4月）の取組

- 教育相談の充実
- 「SOSの出し方教育」の確実な実施
- 道徳教育の充実
- 学校間の連携強化

②いじめの早期発見

- ・ 日常的な教育活動において、担任及び教科指導の職員が児童生徒の様子から心身の健康状態やその変化に確実に気づけるようし、迅速に教育相談につなげるなどして、いじめの早期発見を推進していく。
- ・ 千葉県教育委員会や千葉県子どもと親のサポートセンターから発出される児童生徒向けの相談窓口周知資料や「いじめ防止啓発カード」に加え、市独自で作成した、小学校5年生の児童を対象に配付する「きずなカード」により、各種相談窓口の更なる周知を図ることで、早期発見の一助とする。
- ・ 1学期中に保護者を対象とした「子どもの心を大切にするためのアンケート」を実施する。そこでわかった内容について、教育委員会が学校に訪問して状況等を把握し、必要に応じて助言、支援する。
- ・ 学校と市や教育委員会とあわせて家庭、地域、関係機関が、組織的に連携・協働する相談体制として、以下の内容を整備する。
 - 子どもと親の相談員の配置（管理職を含む教職員、SC、SSWとの連携）
 - 「東金市長欠・教育相談連絡会議」（年間7回予定）の調整、実施

③いじめへの対処

- ・ 市または教育委員会が、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、学校に対し問題解決に向けた適切な取組と組織的な対応を図ることを指示するとともに、当該報告に係る事案について必要に応じて、「いじめ問題対策室」において、協議を行う。
- ・ いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が、安心して教育を受けられるようにするための必要な支援と対応を速やかに行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対して事情確認した上で、適切に指導するとともに、いじめが発生した学級や部活動等の集団の状況を適切に把握し、加えて必要な指導を行い、再発防止に努める。
- ・ いじめを行った児童生徒が、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に該当すると認められる場合は、事実関係を正確に把握、確認した上で、必要な指導を実施する。

④家庭や地域社会、関係機関との連携

- ・いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもと、組織的な対応により適切に行われるように啓発活動を推進していく。また、学校は、家庭、地域社会との交流の場（コミュニティスクール）を積極的に活用するとともに児童相談所、警察等の関係機関との連携強化等の体制の整備を図る。なお、インターネットを通じて行われたいじめについては、警察等の関係機関に相談し、対応について指示を仰ぐなど、適切な対応を模索する。

⑤いじめの解消

- ・いじめ発生後も継続して観察、声かけ等を行う中で、いじめに係る行為等が少なくとも3か月以上継続して止んでいること、また、面談等でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと等を確認した上で、いじめが解決したとみなす。ただし、再発の可能性もあることを十分に踏まえ、引き続き、観察や声かけ等を積極的に行っていく。

2 いじめの防止等のために市内の小中学校が実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、国、千葉県、市の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた、いじめ防止等の取組についての基本方針、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。なお、この方針については、取組状況等を考慮し、継続的な見直し修正を行っていくものとする。

(2) いじめ防止等のための組織

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「いじめ防止対策委員会」を組織する。日ごろからいじめ問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づけている「生徒指導委員会」等、既存の組織も活用し、必要に応じて、心理、福祉、特別支援教育等に関する専門的な知識を有する者その他関係機関と連携した組織的な取り組みを行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

①未然防止のための具体的な手立て

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ・わかる授業、知的で楽しい授業により、すべての児童生徒が参加、活躍できるような授業の工夫、改善を図る。
- ・児童生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて行動できるような取組を推進する。
- ・すべての教育活動をとおして、互いのよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることにより、児童生徒が自己有用感を育むことができるようにする。
- ・いじめ防止等の対策に係わる教職員の資質向上のための研修を実施する。
- ・児童生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を推進する。
- ・年度始めの職員会議等で、すべての教職員が法や学校基本方針等について共通理解を図る場を必ず設定し、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめの重大事態に関する知識やその対処についてガイドラインをもとに共通認識する。
- ・学校基本方針を入学時や各年度の開始時に児童生徒や保護者に説明したり、ホーム

ページで公開していることを周知したりする中で、いじめが絶対に許されるものでないことを確認する。 など

②早期発見のための具体的な手立て

- ・ 普段から児童生徒の言動に気を配り、ささやかな変化であっても、教職員間で情報共有のできる組織づくりを行う。
- ・ いじめの疑いのある情報を把握した場合、組織的に情報を集約し、対応の仕方や継続的な見守り方法等の対応計画や体制づくりを推進する。
- ・ 定期的なアンケート調査や、教育相談の実施等により、いじめの実態把握や早期発見のための取組を行う。
- ・ いじめの相談体制を明確化し、児童生徒、保護者等に周知する。 など

③早期対応のための具体的な手立て

- ・ いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まず、学校において組織的に情報を共有する。
- ・ いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・ いじめを受けた児童生徒が落ち着いて生活できる環境を確保する。
- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き観察や声かけ等を心がけて行い、継続的に心のケアや指導を行う。
- ・ 保護者への迅速な連絡、継続的な助言を行う。
- ・ 状況に応じて、関係機関や専門機関等と相談・連携を図る。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察に通報し、適切な援助を求める。 など

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と対応

法第30条第1項にもとづき、重大事態が発生したと認められた場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」（以下、「ガイドライン」という）に従い、適切に対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

なお、①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童生徒の状況に着目して判断するが、具体例として、「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等のケースが想定される。

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合や断続的ではあるが欠席がちとなっている場合などで、欠席の主訴にいじめが関連していると判断される事案については、上記の目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、必要に応じて迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校や教育委員会が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たることとする。

(2) 重大事態発生への報告

重大事態と認められた場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

※教育委員会は東上総教育事務所を経由して千葉県教育委員会へ情報提供する。

(3) 調査の趣旨及び調査の主体

学校から重大事態発生の報告を受けた場合、教育委員会はその事案について主体となる組織を学校と相談の上、決定する。具体的には、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒または保護者の訴え等を踏まえて決定するものとする。なお、学校が主体となった場合で、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合、または、学校の教育活動に支障が生じる場合が考えられる場合等には、教育委員会が主体となっていく調査を実施するものとする。

学校が調査の主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、または人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行う組織

- ①学校が調査の主体となる場合においては、校内に設置した「いじめ防止対策委員会」を母体として調査を行う。重大事態の性質に応じて関係機関等と連携し、教育委員会は、学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査を行う。
- ②教育委員会が調査の主体となる場合においては、教育委員会の附属機関である「東金市いじめ問題調査対策委員会」において調査を行う。
- ③学校または教育委員会が主体となる場合において、必要に応じて、すべての調査員が第三者で構成された「第三者委員会」を組織し、調査を行うことも考えられる。その場合の事務局機能は学校または教育委員会の関係組織が担うものとする。

(5) 調査についての説明

調査を始める前にいじめを受けた児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。なお、説明する項目は以下のとおり。

- ①調査の目的
- ②調査の主体（組織の構成、人選）
- ③調査の時期、当面の予定
- ④調査事項、調査対象
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供
- ⑦調査終了後の対応
- ⑧窓口となる担当者や連絡先 ほか

あわせていじめを行った児童生徒・保護者への説明も同様に行う。

（６）調査の実施

調査については、いじめ行為に係る事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。なお、調査に当たっては「ガイドライン」の内容により適切に実施するとともに、以下の点に十分留意するものとする。

- ①アンケートの実施に当たっては、調査対象となる児童生徒及びその保護者に対して、アンケートの目的（いじめの重大事態の調査のため）とともに、回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有されること、また、アンケート結果について、いじめを受けていた児童生徒・保護者等に提供する場合があること等を、丁寧に説明すること。
- ②時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに調査を実施するよう努めること。
- ③調査においては、調査対象となっているいじめの事実関係について、いじめを行った児童生徒からも意見の聞き取りをするなど、公平性や中立性の確保に努めること。
- ④調査により把握した情報の記録は、適切に保存すること。

※ここでいう記録とは、重大事態の調査を行う主体が実施した調査の記録のほか、学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等も含まれる。

（７）調査結果の説明・公表

- ①いじめを受けた児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。加えて、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても同様に説明を行う。どちらの場合も、個人情報保護法や児童生徒のプライバシー、人権に十分に配慮して説明する。
- ②教育委員会は市長に対して調査結果を報告する。
- ③調査報告書の公表については、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者やいじめを行った児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。なお、公表する場合は、市ホームページに掲載するものとする。

（８）調査結果を踏まえた対応

調査結果を踏まえ、学校は、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒に対する指導を以下の内容を参考に行う。

- ①いじめを受けた児童生徒に対しては、常に事情や心情を聞き取ることを心がけ、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援（オンライン

での授業参加 等)を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用するものとする。

- ②いじめを行った児童生徒に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った児童生徒に対する指導等を行う場合は、必要に応じてその保護者にも協力を依頼しながら行っていくこととする。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や外部の専門機関の活用も有効であることから、その活用についても積極的に検討していく。

また、調査報告書で提言された再発防止策については、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を継続的行っていく。

一方で、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなどの取組により、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取組を推進していく。

(9) 市長による再調査の対応について

調査結果について報告した際に、市長が重大事態の調査が不十分であると判断した、もしくはその可能性があると認めた場合は再調査の実施を指示することができる。具体的には、以下の掲げる場合が想定される。

- ①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合
- ②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③調査組織の構成について、市長が明らかに公平性や中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していない場合や、対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

上記の場合等、再調査については「東金市いじめ問題調査対策委員会」とは別の第三者委員会を設置し、「ガイドライン」に従って進めていくものとする。

- 1 教育委員会は、「市基本方針」に定めるいじめ防止等の取組が、実効的に機能しているか、必要に応じて「市連絡協議会」において見直しを含めて検証する。
- 2 学校は、いじめ防止等に向けた取組について、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。
- 3 資料の保存期間については、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。
- 4 教育委員会は「市基本方針」について、定期的に見直しを行い、必要に応じて加筆修正を行う。

【主な参考文献】

- 生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）
- いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日 文部科学省）
- いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日 文部科学省）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）
- 千葉県いじめ防止対策推進条例（平成28年4月1日 千葉県）
- 千葉県いじめ防止基本方針（平成29年11月15日 千葉県教育委員会）
- 教職員向けいじめ対応リーフレット「いじめの重大事態の対応」
（千葉県教育庁教育振興部児童生徒課生徒指導・いじめ対策室）